

北労発基第261228号
平成26年8月22日

社会福祉施設関係団体各位

厚生労働省
北海道労働局長



社会福祉施設における労働災害防止対策について

平素より労働基準行政に御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、平成25年、道内の社会福祉施設における、休業4日以上の死傷者数は対前年比で10.9%の増加となりました。

本年に入っても、7月末現在において、死亡者数は1名、休業4日以上の死傷者数は149名と前年同期比19.0%の増加となっており、増加傾向に歯止めがかかるない状況にあります。全国においても労働災害が増加していることから、平成26年8月5日付けで厚生労働省労働基準局安全衛生部長から別添1の「労働災害のない職場づくりに向けた緊急要請」が関係団体に発出され、全国での取組が進められています。

つきましては、別添2の厚生労働省作成リーフレット「見える化で作業の安全を！」別添3①社会福祉施設における労働災害の発生状況②社会福祉施設における労働災害の特徴③社会福祉施設において取り組んでいただきたい事項を活用の上、あらためて下記の事項に留意して自主的な労働災害防止に取り組まれますよう、傘下会員への周知等に特段の御配慮をお願いいたします。

記

- 1 経営トップの参加の下に職場の安全巡回等を実施するなど、職場内における安全衛生活動の総点検を実施すること。
- 2 安全管理者等の選任義務がない事業場においても安全の担当者（安全推進者）を配置し、事業場の自主的安全活動を推進すること。
- 3 雇入れ時教育を徹底するなど、効果的な安全衛生教育を実施すること。

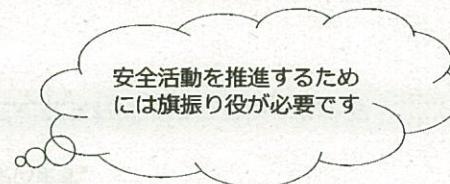
担当 北海道労働局労働基準部安全課 富塚
電話 011-709-2311 (内3555)

安全活動をするためにはどうすればよいのでしょうか??

労働安全衛生法施行令第2条第3号に掲げる業種における安全推進者の配置等に係るガイドライン

<安全推進者を配置しましょう>

安全活動は、「誰かがしてくれる」では、労働災害の防止に効果のある活動はできません。そこで、「安全の担当者」 = 「安全推進者」を配置しましょう。



<安全推進者を配置するときのポイント>

- ◆安全推進者は、事業場ごとに1人以上配置します。
(一定区域内の複数の事業場に、1人の安全推進者を配置することもできます。)
- ◆安全推進者を配置したときは、名前を作業場に掲示して、周知します。
- ◆事業主は、安全推進者が活動しやすいように、必要な権限を与えて、能力向上にも配意します。

<安全推進者の活動内容>

①職場環境と作業方法の改善に関するこ

例：職場内の整理整頓（4S活動）の推進、床の凹凸面の解消など職場内の危険箇所の改善、刃物や台車など道具の安全な使用に関するマニュアルの整備など



②労働者の安全意識の啓発と安全教育に関するこ

例：朝礼などの場を活用した労働災害防止の意義の周知・啓発、荷物の運搬などの作業での安全な作業手順についての教育・研修の実施など

職場の安全活動については、厚生労働省ホームページをご覧いただけ、最寄りの都道府県労働局、労働基準監督署の方にお問い合わせ下さい。

<ホームページ>
安全・衛生に関する主な制度・施策紹介

安全・衛生 検索

安全衛生関係のパンフレット一覧

安全 パンフ 検索

<パンフレット>
「労働者の安全と衛生の確保について」

安全と衛生の確保 検索

「安全な店舗づくりの進め方～4S活動で転倒・転落災害を防ぎましょう～」

安全 店舗4S 検索

「社会福祉施設における労働災害防止のために～腰痛対策・4S活動・KY活動～」
<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/ansen/111202-1.html>

「小売業、社会福祉施設における危険の「見える化」ツール（危険の見える化関係）」

安全衛生 見える化 小売業 検索

第3次産業で働く皆さまへ

安全で安心な職場をつくるために

労働災害のうち、4日以上仕事を休まなければならない災害は、年間12万件近くもあり、このうち、4割以上の災害は、小売業・社会福祉施設・飲食店などの「第3次産業」で発生しています。

このため、厚生労働省は、第3次産業の職場への安全の担当者の配置と職場での安全活動の活性化を促進しています。

職場でこのようなことはありませんでしたか？？<労働災害の例>

転倒	急いでいるときや、両手で荷物を抱えているときなどに、放置された荷物や台車につまずく、濡れた床で滑るなど		
	倉庫に電気をつけて入ったとき、放置された台車に足がひっかかり、転倒した。 (62歳、休業1か月)	介護施設内を歩いていたとき、電源コードが足にひっかかり、転倒した。 (63歳、休業2か月)	キッチンを歩いていたとき、マットが滑り、転倒した。 (43歳、休業2か月)
急な動き・無理な動き	重いものを無理な姿勢で持ち上げたり、移動させたりするときなどに、ぎっくり腰や、筋を痛める、くじくなど		
	棚から重い荷物を下ろすとき、背伸びして無理な体勢で受け止めて、腰をひねった。 (34歳、休業3か月)	トイレ介助で、利用者を持ち上げたら、腰を痛めた。 (36歳、休業1か月)	フライヤーの油交換作業のため、油の入った一斗缶を持ち上げたところ、腰を痛めた。 (54歳、休業2か月)
墜落・転落	脚立や、はしごなどの上でバランスを崩す、階段で足が滑るなど		
	脚立に乗り電球を交換中、バランスを崩し、脚立から落下した。 (32歳、休業1か月)	テーブルに乗り、飾り付けをしていたとき、バランスを崩し、転落した。 (66歳、休業2か月)	商品を運ぶ作業をしていたとき、階段で足を滑らせ、転落した。 (18歳、休業3週間)
その他	「交通事故にあった」、「通路でぶつかった」、「ドアに手を挟まれた」、「刃物で手を切った」、「やけどをした」など		
	鍋の湯を捨てようとしたとき、手が滑って鍋を落としてしまい、長靴の中に湯が入ってやけどした。 (19歳、休業3か月)	スイングドアを通るとき、慌てて台車を引いたため、台車に足をぶつけた。 (47歳、休業1か月)	まな板を拭いていたとき、まな板に放置していた刃物で手を切った。 (19歳、休業1か月)



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

(H26.8)

基安発0805第1号
平成26年8月5日

社会福祉施設関係団体の長 殿

厚生労働省労働基準局
安全衛生部長

労働災害のない職場づくりに向けた緊急要請について

労働災害の発生件数は、関係各位の御尽力により長期的には着実に減少してきましたが、労働災害による休業4日以上の死傷者数が平成22年から3年連続で増加という事態となり、労使、関係者が一丸となって対策を講じた結果、平成25年には4年ぶりに前年を下回ることとなりました。

しかしながら、平成26年は再び増加傾向に転じ、死亡者数は対前年比19.4%（6月末現在）の大幅な増加、休業4日以上の死傷者数も対前年比3.6%（同）の増加と極めて憂慮すべき事態となっています。

このため、別添のとおり、労働災害のない職場づくりに向けた緊急要請をいたします。貴団体におかれましては、労働災害防止に向けた取組を強化いただくとともに、傘下の会員事業場への周知につきまして、特段の御配慮をお願いいたします。

労働災害のない職場づくりに向けた緊急要請

労働災害の発生件数は、関係各位のご尽力により長期的には着実に減少してきましたが、平成22年、23年、24年と3年連続で増加という事態となり、労使、関係者一丸となつて対策を講じた結果、平成25年は4年ぶりに前年を下回りました。しかしながら、平成26年は再び増加傾向に転じており、死者数は対前年比19.4%（6月末現在）の大幅な増加となっております。また、休業4日以上の死傷者数も対前年比3.6%（同）の増加となつております。

本年の労働災害が増加している背景には、消費税の増税前の駆け込み需要や2月の大雪の影響のほか、4月以降も前年同期を上回る労働災害が発生していることから、産業活動が引き続き活発になつていることがあります。

また、これまで労働災害防止活動に積極的に取り組んできた製造業、建設業、陸上貨物運送事業などでも、死亡災害が大幅に増加しており、経済状況が好転する中、人手不足が頭在化し、企業の安全管理体制の「ほころび」が懸念されます。

さらに、小売業をはじめとする第三次産業において労働災害の割合が拡大傾向にありますが、こうした業種では重篤な労働災害が少なく、安全に対する意識が事業者、労働者ともに弱いことがその背景にあると考えられます。そのほか、若年者をはじめ経験が十分でない労働者に対して効果的な安全衛生教育が実施されているかも確認が必要と考えます。

安心して働くことができる職場づくりは、人材を確保・養成し、企業活動を活性化する上でも、大きなメリットをもたらします。事業者の皆様におかれましては、上記の労働災害増加の背景と併せ、こうした点も考慮いただき、誰もが安心して健康に働くことができる社会を実現するために、企業の安全衛生活動を今一度総点検していただこうよう要請いたします。その上で、労使の皆様をはじめ、関係者が一体となつて以下の取組を徹底し、労働災害防止に努めていただきたいです。

- 1 経営トップの参加の下に職場の安全パトロールを実施するなど、職場内における安全衛生活動の総点検を実施すること
- 2 安全管理者等の選任義務がない事業場においても安全の担当者（安全推進者）を配置するなど、事業場の安全管理体制を充実すること
- 3 雇入れ時教育を徹底するなど、効果的な安全衛生教育を実施すること

平成26年8月5日

厚生労働省労働基準局

安全衛生部長 土屋 喜久

見える化で作業の安全を！

厚生労働省 都道府県労働局 労働基準監督署
一社) 日本労働安全コンサルタント会

社会福祉施設における労働災害の現状

- 第三次産業は労働災害の4割以上を占め、その割合が増加。また、その約1割以上が社会福祉施設で発生しています。

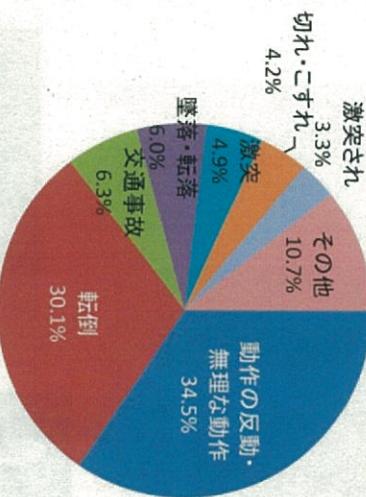
- 製造業、建設業での労働災害は減少傾向にありますが、社会福祉施設の労働災害件数は増加傾向が続いている。

- 社会福祉施設での労働災害（休業4日以上）の類型は次のとおりです。

- 「動作の反動・無理な動作（腰痛等）」が3割以上 (34.5%)
- 「転倒」も3割以上 (30.1%)
- 「交通事故（道路）」 (6.3%)
- 「墜落・転落」 (6.0%)
- 「激突」 (4.9%)



社会福祉施設の労働災害の型別発生状況
(平成24年)



【無理な動作災害】入居者の両脇を抱えて左回りに車椅子に移そうとしたとき腰が痛んだ。

【転倒災害】用具入れのカギを取りに入った際に、床にワックスが塗りたてで、足元がすべり仰向けに転んで、後頭部を打った。

【墜落・転落】棚の洗剤を取り、椅子から降りようとした際にバランスを崩して床に転落した。

【激突】おむつ交換時、せまい所を通る際、車いすのハンドル部に手首を強くぶつけた。

(平成22年死傷病報告より)

○ 「見える」安全活動のすすめ

職場に潜む危険などは、視覚的に捉えられないものが数多くあります。それらを可視化（見える化）することで、より効果的な安全活動を行うことができます。これを「見える」安全活動と言います。

「見える化」は、危険認識や作業上の注意喚起を分かりやすく知らせることができ、また、一般の労働者も参加しやすいなど、安全確保のための有効なツールです。次頁以降に見える化の具体的な取組み方法について、新たなツールも含め紹介しています。職場の危険を「見える化」し、安全確保に努めましょう。



「見える」安全活動の事例

「見える化」は、危険認識や作業上の注意喚起を分かりやすく知らせることができ、また、一般的な労働者も参加しやすいなど、安全確保のための有効なツールです。

厚生労働省では、見える安全活動をすすめるため、「見える安全活動コンクール」で事業場での見える安全活動の事例を募集し、優秀事例を紹介しています。

以下は、このコンクールで優秀事例とされた見える化の事例です。これらの事例を参考に、職場の見える化に取り組みましょう。

The collage consists of five photographs, each with a red-bordered callout box containing Japanese text describing the safety measure:

- 安全標識** (Safety Sign): A photograph of a large orange sign on a wall that reads "安全は作業の入口" (Safety is the entrance to work) and "安全文化を築こう!" (Let's build a safety culture!). A red dotted circle highlights the sign, and another red dotted circle highlights a yellow arrow pointing right.
- ドア軌道を表示** (Indicate door track): A photograph of a doorway where a yellow arrow points along the floor track of a sliding door.
- 衝突防止の為、「左右確認」表示を設置** (To prevent collisions, install 'left-right confirmation' markings): A photograph of a person standing in a hallway with red dotted circles highlighting yellow diamond-shaped 'left-right confirmation' markings on the floor.
- 右側通行の徹底のための表示** (To ensure right-side passage, indicate it): A photograph of a person walking in a hallway with a red dotted circle highlighting a yellow arrow pointing right.
- 通路に出る時の衝突防止の確認ミラーを設置** (Install a confirmation mirror to prevent collisions when exiting the aisle): A photograph of a blue shelving unit with a yellow arrow pointing towards a mirror on the side of the shelf.
- ハーネシング脚の引き防止の為、注意喚起の黄色テープを貼付け** (To prevent harness leg pull, attach caution tape): A photograph of a blue shelving unit with a yellow arrow pointing towards a piece of yellow caution tape attached to a metal frame.
- 台車置場の明確化 (区画線のテープ貼り付け)** (Mark the cart placement area clearly with tape): A photograph of a blue shelving unit with a yellow arrow pointing towards a yellow tape marking a specific area on the floor.
- 作業中、作業エリアを示すガードーン** (Guard rail indicating the work area during work): A photograph of a blue shelving unit with a yellow arrow pointing towards a red guard rail.

(事例は、厚生労働省「見える安全活動コンクール」の優秀事例トヨタ自動車(株)より)

「危険マップ」で危険の見える化を！

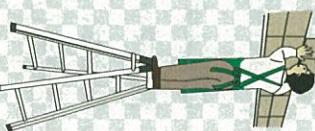
〈危険マップの活用方法〉

危険マップとは、職場の平面図等に労働災害発生の危険のある箇所を明示して、注意を喚起するためのものです。

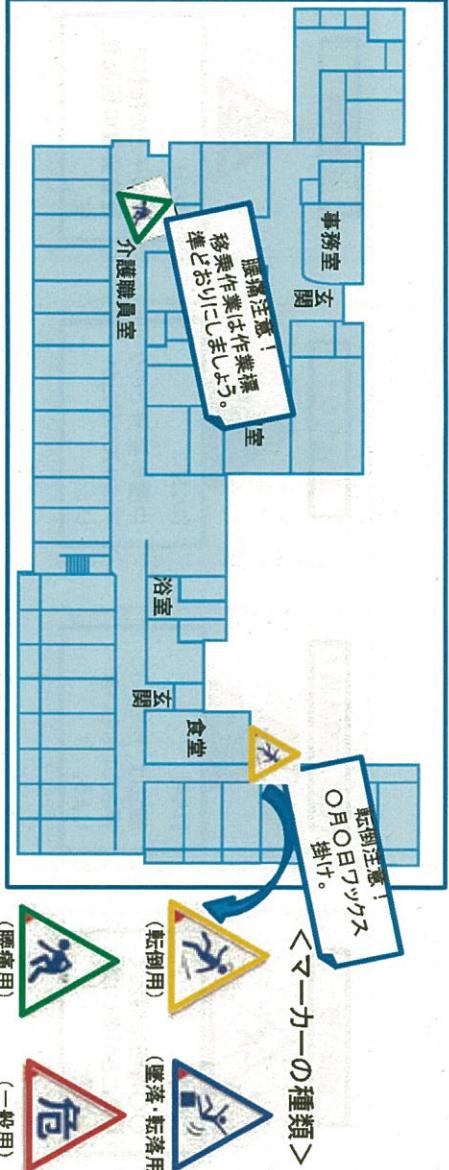
危険マップを使った安全対策は次の手順で行います。

- ① 職場の平面図など（職場マップ）を用意します。ない場合は新たに作成します。
- ② 職場内の危険な箇所や危険な作業について、従業員の参加のもとで洗い出しをします。この場合、次のような箇所や作業が参考になります。

- ・過去に災害が発生した箇所
- ・ヒヤリ・ハット事例の多い箇所
- ・危険予知活動で注意が必要とされた箇所
- ・リスクアセスメントで作業場の注意が必要とされた箇所や作業
- ③ 危険を回避するために、従業員が注意をしなければならないこと、守らなければならないことを、全員参加で検討します。
- ④ 職場マップに危険箇所を明示し、危険マップを作成します。この場合、危険箇所をわかりやすく示すための「マーカー」を貼り付けると、危険箇所がより分かりやすくなります。
- ⑤ また、危険箇所について遵守すべき事項等のコメントも記載します。検討段階では貼り替えが容易な付箋紙等を使うと便利です。
- ⑥ 作成した危険マップは、従業員が集まる休憩室等に掲示し、注意喚起や安全意識を高めるようにします。



〈危険マップ及びマーカーのイメージ〉



「危険ステッカー」で危険の見える化を！

危険個所等に貼り付ける、危険箇所と危険内容を警告する「危険ステッカー」は下の図のようなものです。使用方法は、次のとおりです。

① 危険個所の確認と危険への対処の検討

危険マップで危険とされた箇所や職場の安全についての話合いと危険とされた作業や箇所について、どのように危険に対処したらよいかを検討します。

② 危険ステッカーのコメント作成

危険ステッカーのコメント欄に、危険の内容、危険への注意事項、安全のため守るべきことなどを記入します。下のステッカーの絵にコメントの例を記入しています。

③ 危険ステッカーの掲示

危険マップで危険個所とされた実際の作業の現場に掲示します。作業場所に掲示できない場合は、コメント欄に場所と注意事項等を記入し、事務室や休憩室等従業員が集まる場所に掲示して注意を喚起する方法もあります。

④ 様々な利用方法

- ・ 危険ステッカーは、場所の危険だけでなく、例えば今週の安全衛生注意事項として、話合いで決めた注意事項や安全遵守事項などをコメント欄に記載して、事務室等に掲示して注意喚起する利用方法もあります。

- ・ 危険ステッカーは、危険の種類ごとに作成してありますが、その他の危険については、「危」と書かれたステッカーを使います。

⑤ 危険ステッカー及びマーカーの入手方法

危険ステッカー及びマーカーは印刷したものを配布していますが、さらに必要な場合は次のホームページから入手できます。

(一社) 日本労働安全衛生コンサルタント会 <http://www.jashcon.or.jp/contents/>



社会福祉施設における労働災害防止のために

転倒、転落災害を防ぎましょう

- 床の水たまりや氷は放置せず、その都度除去する。
- 通路、階段、出入口に物を放置しない。
- 確認してから次の動作に移ること、走らないことを徹底する。
- 踏台、はしご、脚立は安定した場所で、正しい使用方法で用いる。
- 床面、通路は、くぼみ、段差がなく滑りにくい構造とする。
- 階段には滑り止め、手すりを設ける。

4S活動

「転倒・転落災害防止」などに効果のある日常の活動として、4S活動があります。
4Sとは、整理・整頓・清掃・清潔のことをいいます。

整理

必要な物と不要な物を分けて、不要な物を処分すること

整頓

必要なときに必要な物をすぐ取り出せるように、分かりやすく安全な状態で配置すること

清掃

身の回りをきれいにして、衣服や廊下のゴミや汚れを取り除くこと
<作業スペースや通路が濡れないと滑りやすくなるので、清掃を励行しましょう>

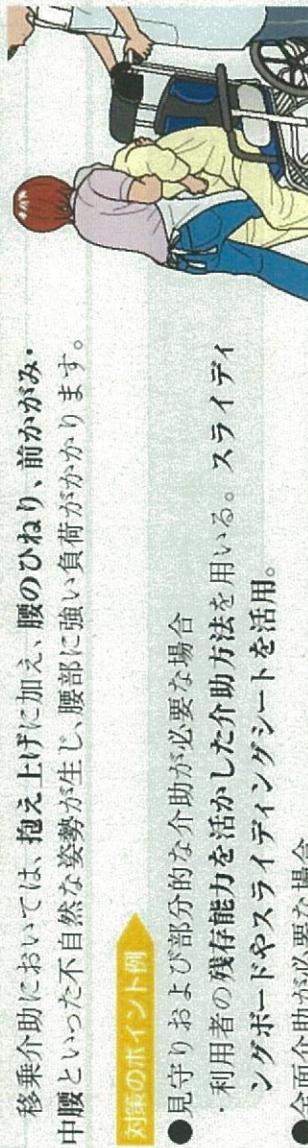
清潔

整理・整頓・清掃を繰り返し、衛生面を確保し、快適な職場環境を維持すること

腰痛予防のポイント

- 作業管理に関する負担軽減のポイント**
- ① 腰痛を発生させるリスクを適切に評価すること
 - ② その結果に基づいて、適切な作業方法（介助方法）を選ぶこと
 - ③ リスクの高い作業のリスクを低減すること
 - ④ 介護者が同じ方法と手順で作業できるよう「作業標準」を作成し周知することなど

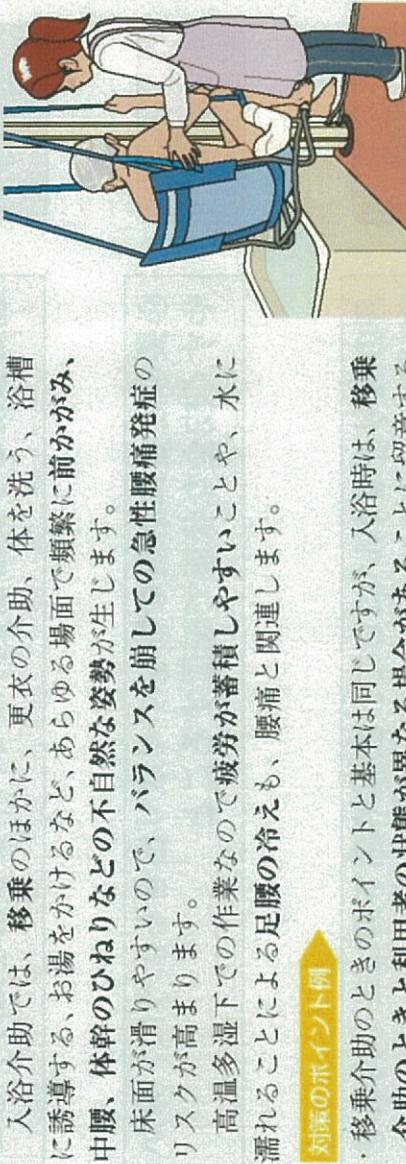
1 移乗介助



対策のポイント例

- 見守りおよび部分的な介助が必要な場合
 - ・利用者の残存能力を活かした介助方法を用いる。スライディングボードやスライディングシートを活用。
- 全面介助が必要な場合
 - ・一人で抱え上げない。複数での介助または福祉機器（リフト、スライディングシートなど）を活用。

2 入浴介助



対策のポイント例

- ・移乗介助のときのポイントと基本は同じですが、入浴時は、移乗介助のときと利用者の状態が異なる場合があることに留意する
- ・介助姿勢をより負担の小さいものに改善する
- ・特殊浴槽やリフトなどの活用
- ・滑り止め対策（滑りにくい作業靴を履く、滑り止めマット）
- ・水分補給をこまめに
- ・冷え対策（水気・汗を拭き取る、着替える、水をはじくエプロンを着用して作業、など）
- ・入浴介助を担当する回数や時間を調整する

3 トイレ介助

排泄介助では、移乗の他に、トイレへの誘導、下着着脱の介助、立ち上がりの介助、排泄後の処理など、あらゆる場面で頻繁に前かがみ・中腰、体幹のひねりなどの不自然な姿勢が生じます。

対策のポイント例

- ・介助姿勢をより負担の小さいものに改善する
- ・立位保持が困難な場合は手すりや立ち上がり補助リフトなどを活用
- ・作業空間の確保

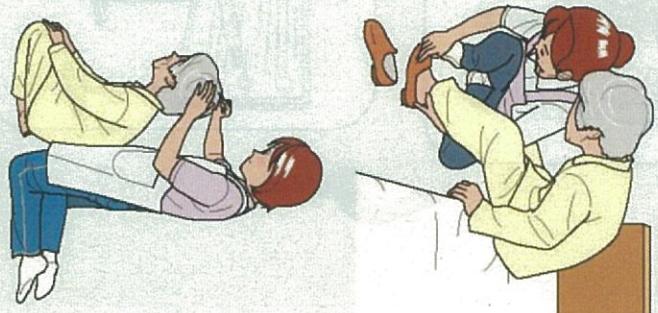


4 清拭、おむつ交換、体位交換、清潔整容介助、食事介助

清拭、おむつ交換、体位交換、清潔整容介助（衣服着脱、歯磨き、洗面、整髪、爪切りなど）、食事介助においても、前かがみとひねり姿勢が頻繁に出現します。

対策のポイント例

- ・ベッドの高さを上げるかベッド上に膝をつくようにして、介護者の前かがみができるだけ小さくし、利用者に近づいて作業する。
- ・ベッドは壁につけず、少なくとも人が入れる程度の隙間をあけておく（反対側にも介護者が入って作業でき、負担を軽減することができます）。
- ・清拭のお湯を入れた洗面器や石鹼・シャンプー・タオルなど作業に必要な道具は、介護者が作業しやすい場所と高さに置くよう工夫する。
- ・利用者が椅子に座っている場合（爪きり、ブラッシング、靴の着脱など）では、介護者も椅子に座るか、膝をつくことにより、前かがみを小さくできます。膝をつくとき、膝あて付きのズボンを着用すると、膝の負担を減らせます。



5 歩行介助

歩行の介助では、利用者がバランスを崩したときに共倒れになる危険性があり、またまさに力が入ることで腰痛が生じやすくなります。

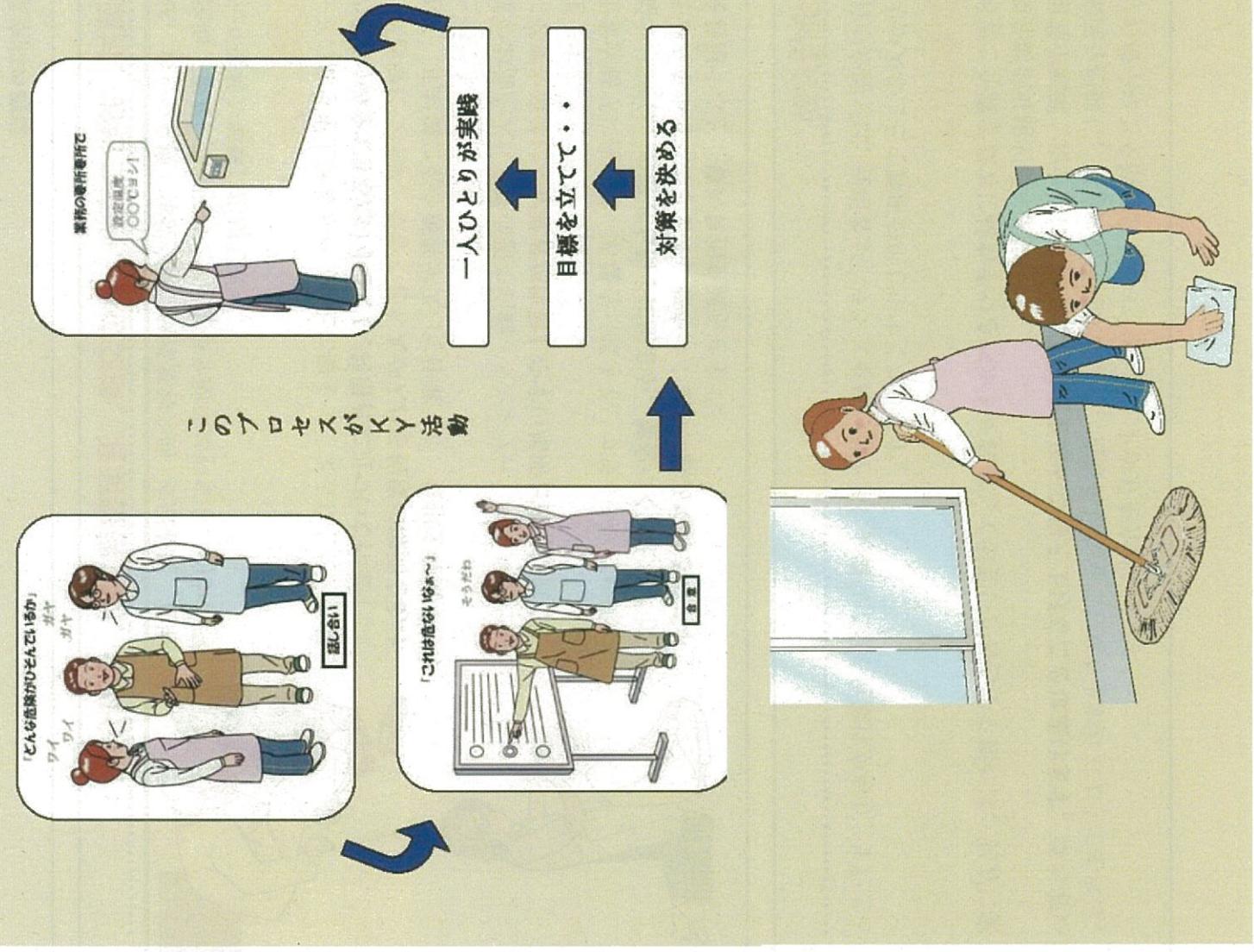
対策のポイント例

- ・利用者と介護者双方に持ち手つきベルトを装着してお互いが持ち手を握れば、双方に安全な介助が可能となります。
- ・利用者が転倒したときに、慌てて利用者を床から抱え上げることは避けます。落ち着いて状況を把握し、同僚の助けを求めます。処置をしなくとも立ち上がれるようであれば、周りの椅子などを活用してゆっくりと立ち上がりを介助します。

KY活動

事故・災害を防止するには、業務を始める前に、「どんな危険が潜んでいるか」を職場で話し合い、「これは危ない」という危険のポイントについて合意します。そして、対策を決め、行動目標や指差し呼称項目を設定し、一人ひとりが指差し呼称で安全衛生を先取りしながら業務を進めます。このプロセスがKY（K=危険・Y=予知）活動です。

みんなで安全「先取り」の話し合い

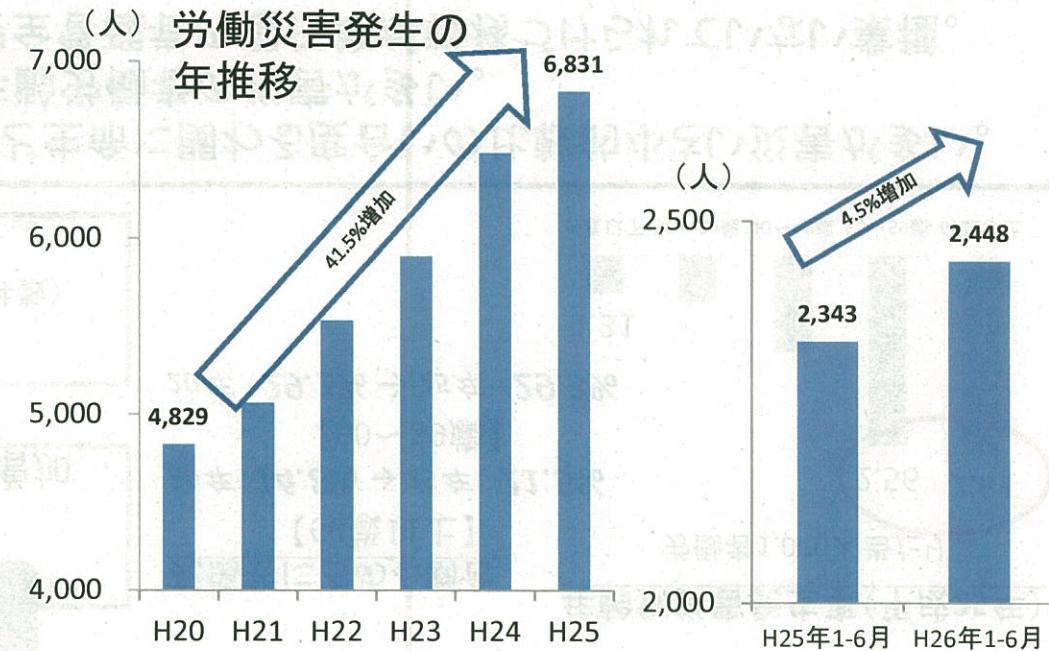


①

社会福祉施設における労働災害の発生状況

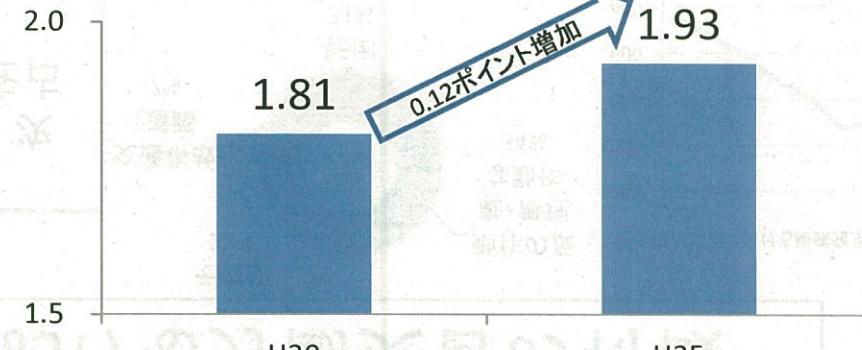
休業4日以上の死傷災害

- 労働災害は年々急増。
- さらに本年(1~6月)も対前年比
4.5%増



災害発生率

- 災害発生件数の増加要因として、雇用者数の増加が挙げられるが、災害発生率(1000人当たりの発生件数)も5年前と比較して**0.12ポイント増**。

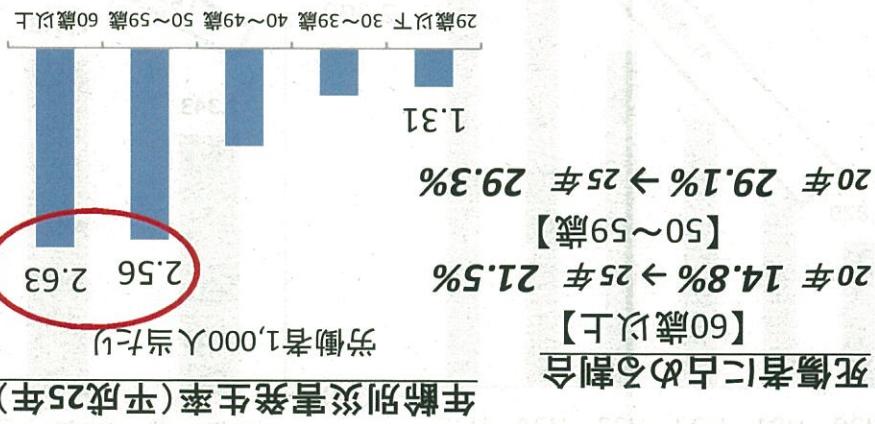


資料番号
3

事業者、労働者の双方とも安全管理意識を高めることの必要性

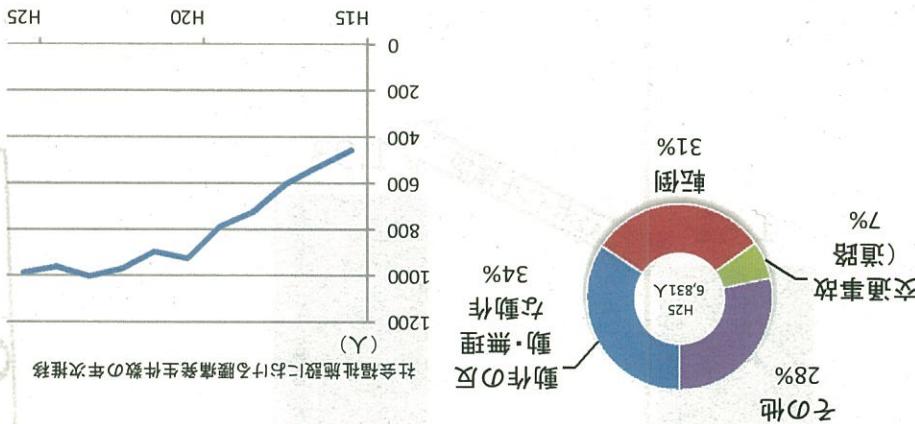
課題

- 労働災害防止活動を担当する安全管理者の責任等が義務化された法律。
- 稽核力が十分でない労働者や高年齢労働者の災害力が多い。
- 軒側が職務行為による腰痛発症率の度合との比較的小さな災害力が多い。



年齢別労働災害率

- 年齢別の災害率(1000人当たりの発生件数)
- 20歳 29.1% → 25歳 29.3%
- [50~59歳]
- 20歳 14.8% → 25歳 21.5%
- 60歳以上】
- 29歳以上】



事故の型別死者数内訳

- 「転倒」(31%)が大多く、次に「交通事故」(26%)が多さ。
- 「腰痛症発症状況年々増加し、平成25年は1件も986件だった。

経験年数/年齢別労働者数内訳

- 労働者数(古)の経験年数3年未満
- 労働者数(古)の50歳以上の割合が増加

年齢別災害率

- 年齢別災害率(1000人当たりの発生件数)
- 20歳 50歳以上】

社会福祉施設における労働災害の特徴

②

③ 社会福祉施設において取り組んでいただきたい事項

各事業場・職場において、以下の取組が行われるよう、
事業者や従事者に対して、周知及び啓発をお願いする。

(例:関係者が集まる機会での周知、HPや会報での周知等)

1 安全活動の活性化

各々の職場において、以下の例に示す安全活動を実施する。

- 職場内の整理整頓(4S活動)
- 危険予知(KY活動)
- 危険の「見える化」
- 安全意識の啓発

2 安全教育・研修の実施

特に、雇入れ時教育の実施を徹底する。

3 労働災害を防止するための安全の担当者の配置等

上記1の安全活動を推進する担当者「安全推進者」を配置する。

4 腰痛予防対策指針の周知 (9月から47都道府県で講習会を実施)

労働者の安全と健康確保のために 安全管理体制を確立しよう!

安全衛生活動を進めるためには、安全管理体制を整備して企業の安全衛生活動の目標を定め、経営首脳が舵をとりながら進める必要があります。

このため、労働安全衛生法では、一定の規模以上の事業場において、安全衛生を管理する者の選任等を義務付けています。安全管理活動を組織的、計画的、継続的に進め、労働災害を防止するため体制の確立を図りましょう。

安全管理者等の選任早見表

業種	労働者数	総括安全衛生管理者	第1種衛生管理者	第2種衛生管理者	産業医	安全管理責任者	衛生指導者	安全管理者等の選任にあたる者又は事務局
製造業（物の加工業を含む）、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、自動車整備業及び機械修理業	10人未満							○
	10人以上50人未満					○		
	50人以上300人未満	○	○	○				
	300人以上	○	○	○				
鉱業、建設業、林業、運送業、清掃業	10人未満							○
	10人以上50人未満					○		
	50人以上100人未満	○	○	○				
	100人以上	○	○	○				
農畜水産業、医療業	10人未満							○
	10人以上50人未満					○		
	50人以上100人未満	○	○	○				
	100人以上	○	○	○				
各種商品卸売業、家具・建具・じゅう器等卸売業、各種商品小売業、家具・建具・じゅう器小売業、燃料小売業、通信業、旅館業、ゴルフ場業	10人未満							○
	10人以上50人未満					○		
	50人以上300人未満	○	○	○				
	300人以上	○	○	○				
その他の業種	10人未満							○
	10人以上50人未満					○	△ (注1)	
	50人以上1000人未満		○	○			△ (注1)	
	1000人以上	○	○	○			△ (注1)	

*表中の○印は選任が義務付けられていることを表しています。△印はガイドラインに基づく配置です。

*安全管理者・衛生管理者については、事業場の業種、規模によって「専属の者を選任しなければならない場合」及び「複数人数を選任しなければならない場合」があります。

安全管理者等の資格要件

	資格要件等	備考
総括安全衛生管理者	<ul style="list-style-type: none"> ○事業場においてその事業を統括管理する者 (統括管理とは、工場長等の名称の如何を問わず事業の実施について実質的な統括管理権限及び責任を有する者をいいます) 	労働安全衛生法 第10条
安全管理者	<ul style="list-style-type: none"> ○大学等において理科系統の課程を卒業し、その後2年以上産業安全の実務経験を有するものであつて安全管理者選任時研修を修了した者 ○高校等において理科系統の課程を卒業し、その後4年以上産業安全の実務経験を有するものであつて安全管理者選任時研修を修了した者 ○その他厚生労働大臣が定める者 ・大学等において理科系統以外の課程を卒業し、その後4年以上産業安全の実務経験を有するものであつて安全管理者選任時研修を修了した者 ・高校等において理科系統以外の課程を卒業し、その後6年以上産業安全の実務経験を有するものであつて安全管理者選任時研修を修了した者 ・7年以上産業安全の実務経験を有するものであつて安全管理者選任時研修を修了した者など 	労働安全衛生法 第11条
衛生管理者	<ul style="list-style-type: none"> ○衛生管理者(第1種、第2種)免許を有する者 ○衛生工学衛生管理者免許を有する者 ○医師 ○歯科医師 ○労働衛生コンサルタント ○その他厚生労働大臣が定める者 	労働安全衛生法 第12条
産業医	<ul style="list-style-type: none"> ○医師であつて、産業医研修を修了した者 ○労働衛生コンサルタント(保健衛生)試験に合格した者 ○大学において労働衛生に関する科目を担当する教授、准教授又は常勤講師の職にあり、又はあつた者 ○その他厚生労働大臣が定める者 	労働安全衛生法 第13条
安全衛生推進者	<ul style="list-style-type: none"> ○安全衛生推進者等養成講習修了者 ○大学等を卒業し、その後1年以上安全衛生の実務に從事した経験を有する者 ○高校等を卒業し、その後3年以上安全衛生の実務に從事した経験を有する者 ○5年以上安全衛生の実務に從事した経験を有する者 ○厚生労働省労働基準局長が同等以上の能力を有すると認める者 	労働安全衛生法 第12条の2
衛生推進者	<ul style="list-style-type: none"> ○衛生推進者等養成講習修了者 ○大学等を卒業し、その後1年以上衛生の実務に從事した経験を有する者 ○高校等を卒業し、その後3年以上衛生の実務に從事した経験を有する者 ○5年以上衛生の実務に從事した経験を有する者 ○厚生労働省労働基準局長が同等以上の能力を有すると認める者 	労働安全衛生法 第12条の2
安全管理者等	<p>○職場内の整理整頓(4S活動)、交通事故防止等、業種の別に關係なく事業所内で一般的に取り組まれている安全活動に從事した経験を有する者のうちから配置するものとする。</p> <p>○常時使用する労働者が50人を超える事業場や労働災害を繰り返し発生させた事業場については、安全に対する知見を少しでも多く有する者を配置する観点から、以下の者を配置することが望ましい</p> <p>(1) 安全衛生推進者の資格を有する者(安全衛生推進者養成講習修了者、大学を卒業後1年以上安全衛生の実務を経験した者、5年以上安全衛生の実務を経験した者等) (2) 同等以上の能力を有すると認められる者(労働安全コンサルタントの資格を有する者、安全管理士の資格を有する者又は安全管理者の資格を有する者)</p>	労働安全衛生法 施行令第2条第3号に掲げる業種における安全推進者の配置等に係るガイドライン(平成26年3月28日付け基準第0328第6号)

- * 安全管理者等は、選任の事由が発生してから14日以内に選任し、「総括安全衛生管理者・安全管理者・衛生管理者・産業医選任報告」(様式第3号)に必要事項を記載の上、資格要件を証する書類を添付して、所轄の労働基準監督署(支署)へ提出しなければなりません。
- また、安全衛生推進者又は衛生管理者により労働者へ周知しなければなりません。
- い個所に氏名等を表示するなどにより労働者へ周知しなければなりません。
- * 「総括安全衛生管理者・安全管理者・衛生管理者・産業医選任報告」(様式第3号)の様式は厚生労働省のホームページからダウンロードできます。
- ※ ホーム>政策について>分野別の政策一覧>雇用・労働>労働基準>事業主の方へ>安全衛生関係主要様式

詳しくは、北海道労働局安全課・健康課又是労働基準監督署(支署)へお問い合わせください



労働安全衛生法施行令第2条第3号に掲げる業種における 安全推進者の配置等に係るガイドライン

1 目的

本ガイドラインは、労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号。以下「令」という。）第2条第3号に掲げる業種に属する事業場において、安全の担当者（以下「安全推進者」という。）を配置することにより、当該事業場の安全管理体制を充実し、これらの事業場における労働災害防止活動の実効を高め、労働災害の減少に資することを目的とする。

2 対象事業場

令第2条第3号に掲げる業種の事業場であって、常時10人以上の労働者を使用するものを対象とする。

なお、第12次労働災害防止計画において労働災害削減の数値目標を掲げた重点業種である以下に掲げる業種の事業場については、特に重点的に本ガイドラインに基づく安全推進者の配置に取り組むものとする。

- ・小売業（令第2条第2号に含まれる各種商品小売業、家具等小売業及び燃料小売業を除く。）
- ・社会福祉施設
- ・飲食店

3 安全推進者の配置等

（1）安全推進者の要件

安全推進者は、職場内の整理整頓（4S活動）、交通事故防止等、業種の別に関わりなく事業所内で一般的に取り組まれている安全活動に従事した経験を有する者のうちから配置するものとする。

なお、常時使用する労働者が50人を超える事業場や労働災害を繰り返し発生させた事業場については、安全に対する知見を少しでも多く有する者を配置する観点から、以下の者を配置することが望ましい。

- ア 安全衛生推進者の資格を有する者（安全衛生推進者養成講習修了者、大学を卒業後1年以上安全衛生の実務を経験した者、5年以上安全衛生の実務を経験した者等）
- イ アと同等以上の能力を有すると認められる者（労働安全コンサルタントの資格を有する者、安全管理士の資格を有する者又は安全管理者の資格を有する者）

(2) 安全推進者の配置

原則として、事業場ごとに1名以上配置するものとする。ただし、安全推進者の職務を遂行しうる範囲内において、一定区域内の複数の事業場で1名の安全推進者を配置することとしても差し支えないものとする。

(3) 安全推進者の氏名の周知

事業者は、安全推進者を配置したときは、その氏名を作業場の見やすい箇所に掲示する等により関係労働者に周知するものとする。

4 安全推進者の職務

本ガイドラインの対象業種でみられる災害の多くは、転倒災害、荷物の運搬等による腰痛、階段等からの墜落・転落や交通労働災害など日常生活でも起こりうる性質のものであり、その防止のためには、職場環境や作業方法の改善、安全衛生教育の実施といった安全活動の必要性についての認識を事業者、労働者ともども高める必要がある。

こうした現状を踏まえ、安全推進者は、事業の実施を総括管理する者を補佐して、以下の職務を行うものとする。

なお、事業者は、こうした安全推進者の活動を実効あるものとするとともに、安全推進者に対して必要な権限を与えるとともに、知識の付与や能力の向上にも配意するものとする。

(1) 職場環境及び作業方法の改善に関するここと

(例：職場内の整理整頓（4S活動）の推進、床の凸凹面の解消等職場内の危険箇所の改善、刃物や台車等道具の安全な使用に関するマニュアルの整備 等)

(2) 労働者の安全意識の啓発及び安全教育に関するここと

(例：朝礼等の場を活用した労働災害防止に係る意義の周知・啓発、荷物の運搬等の作業に係る安全な作業手順についての教育・研修の実施 等)

(3) 関係行政機関に対する安全に係る各種報告、届出等に関するここと

(例：労働災害を発生させた場合における労働者死傷病報告の作成及び労働基準監督署長への提出 等)

腰痛予防対策講習会【社会福祉施設向け】

第三次産業における労働災害防止が主要な課題の一つとなっており、とりわけ急速な高齢化に伴って介護・看護作業従事者が増大している保健衛生業（社会福祉施設、医療保健業）における腰痛予防対策が重要な課題となっています。

中央労働災害防止協会は19年ぶりに改訂された「職場における腰痛予防対策指針」の普及促進を図るため、厚生労働省から委託を受け保健衛生業の事業場を対象に全国で無料の講習会を実施します。この講習会は、腰痛予防対策指針を社会福祉施設向けにわかりやすく解説したテキストを用いるとともに、例えばスライディングボードを用いた移乗方法について動画で説明を行うなど、これまで取組みがなかった施設でもわかりやすい内容となっておりますので、「高齢者介護施設、障害者施設、保育施設等社会福祉施設」関係の皆様方の、奮ってのご参加をお待ちしております。

回数	開催日	会場	所在地
北海道 第7回	10月28日(火)	北海道安全衛生サービスセンター	札幌市中央区南19条西9丁目2-25
青森 岩手 第29回	11月26日(水)	ホテル青森3階「はまなすの間」	青森市堤町1丁目1-23
宮城 秋田 第45回	12月10日(水)	岩手労働基準協会研修センター	盛岡市北飯岡1-10-25
山形 福島 第10回	2月4日(水)	東北安全衛生サービスセンター	仙台市青葉区上杉1丁目3-34
茨城 栃木 群馬 埼玉 千葉 東京 神奈川 新潟 富山 石川 福井 山梨 長野 岐阜 静岡 愛知 三重 滋賀 京都 大阪 兵庫 奈良 和歌山 鳥取 島根 岡山 広島 山口 徳島 香川 愛媛 高知 福岡 佐賀 長崎 熊本 大分 宮崎 鹿児島 沖縄 第22回 第12回 第1回 第40回 第11回 第21回 第38回 第4回 第5回 第33回 第27回 第36回 第8回 第37回 第31回 第25回 第13回 第43回 第6回 第24回 第28回 第46回 第41回 第9回 第30回 第19回 第20回 第16回 第47回 第32回 第42回 第3回 第26回 第14回 第35回 第34回 第39回 第17回 第23回 第2回 第44回 第15回 第18回	11月11日(火) 10月30日(木) 9月24日(水) 1月21日(水) 11月7日(金) 11月21日(金) 1月20日(火) 10月17日(金) 10月21日(火) 12月16日(火) 12月5日(金) 1月14日(水) 10月29日(水) 1月16日(金) 12月11日(木) 12月2日(火) 11月13日(木) 1月28日(水) 10月21日(火) 12月1日(月) 12月5日(金) 2月5日(木) 1月21日(水) 12月2日(火) 11月13日(木) 1月28日(水) 10月19日(火) 11月14日(木) 11月14日(木) 11月14日(木) 12月12日(金) 1月27日(火) 10月9日(木) 12月2日(火) 11月13日(木) 12月17日(水) 10月9日(木) 12月2日(火) 11月13日(木) 12月17日(水) 12月16日(火) 1月20日(火) 11月14日(金) 11月28日(金) 9月30日(火) 1月28日(水) 11月13日(木) 11月18日(火)	協働大町ビル 山形ビッグウイング 郡山労働基準協会2F会議室 茨城労働基準協会連合会 中央安全衛生教育センター 栃木県建設産業会館4F 勢多会館 埼大通りメティカルビル2F 千葉県経営者会館2F 安全衛生総合会館5F ヤオマサビル3F 新潟テルサ ボルファートとやま4階「珊瑚の間」 石川県地場産業振興センター第7研修室 福井県中小企業産業大学校 山梨県立中小企業人材開発センター 長野県労働基準協会連合会 松本安全衛生センター 岐阜県労働基準連合会講習会場 岐阜県労働基準連合会 中部安全衛生サービスセンター サン・ワーク津 滋賀労働基準協会 京都府中小企業会館 大阪市大阪労働衛生センター 兵庫県労働基準連合会講習会場 和歌山地域地場産業振興センター5階 鳥取県労働基準協会 岡山県安全衛生会館 中四国安全衛生サービスセンター 山口市小郡ふれあいセンター 徳島県労働基準協会連合会(徳島県JA会館8階) 香川労働基準会館 愛媛県労働基準協会 高知県労働基準協会 高知県立地域職業訓練センター 山口県労働基準協会連合会(山口市小郡下郷1440-1) 徳島県労働基準協会連合会(徳島市北佐古一番地5-12 徳島県JA会館8階) 高松市郷東町436-3 今治市東門町5-840-4 高知市布師田3992-4 福岡市博多区東光2-16-14 小城市三日月町堀江1721 長崎市上町1-35 NBC別館3階 熊本市北区貢町691-1 大分市大字駄原2892-1 宮崎市恒久1-7-21 鹿児島市七ツ島1-6-2 那覇市港町2-5-23	札幌市中央区南19条西9丁目2-25 青森市堤町1丁目1-23 盛岡市北飯岡1-10-25 仙台市青葉区上杉1丁目3-34 秋田市大町3丁目2-44 山形市平久保100番地 郡山市富久山町久保田字久保田157-1 水戸市洪町1号橋263-1 宇都宮市築瀬町1958-1 栃木県建設産業会館内 前橋市南町4丁目30-3 さいたま市中央区新中里1-3-3 千葉市中央区千葉港4-3 港区芝5-35-2 横浜市中区相生町3-63 新潟市中央区鐘木185-18 富山市奥田新町8-1 金沢市鞍月2丁目1番地 福井市鞍月2丁目1番地 甲府市大津町2130-2 松本市大字神林1107-55 岐阜市長良福光2070-7 静岡市葵区鷹匠2丁目17-5 名古屋市熱田区白鳥1-4-19 津市島崎町143-6 大津市打出浜13-15 笹川ビル4階 京都市右京区西院東中水町17番地 大阪市西区土佐堀2-3-8 神戸市中央区疊井通4-2-2 マーケラー神戸ビル4階 奈良市法蓮町757-2 和歌山市紀三井寺856番地 鳥取市若葉台南1-17 岡山市南区山田2315-4 広島市西区三篠町3-25-30 山口市小郡下郷1440-1 徳島市北佐古一一番地5-12 徳島県JA会館8階 高松市郷東町436-3 今治市東門町5-840-4 高知市布師田3992-4 福岡市博多区東光2-16-14 小城市三日月町堀江1721 長崎市上町1-35 NBC別館3階 熊本市北区貢町691-1 大分市大字駄原2892-1 宮崎市恒久1-7-21 鹿児島市七ツ島1-6-2 那覇市港町2-5-23

参 加 申 込 書

第 回 腰痛予防対策講習会【社会福祉施設向け】

セミナー名	(都道府県) 平成 年 月 日 ()		
フリガナ	フリガナ	所属部課	
参加者	男・女	年代をご記入ください。	<input type="checkbox"/> 10代口20代口30代 <input type="checkbox"/> 40代口50代口60代以上
フリガナ	フリガナ	所属部課	
参加者	男・女	年代をご記入ください。	<input type="checkbox"/> 10代口20代口30代 <input type="checkbox"/> 40代口50代口60代以上
フリガナ			
施設名			
所在地 【受講票 送付先】	(日中に連絡がとれる電話番号をご記入ください。) 〒 _____		
連絡担当者	TEL () / FAX ()	TEL () FAX ()	
フリガナ	(参加者と同じ場合は不要)		

●各会場とも先着順です。定員(50名程度)になり次第締切とさせていただきます。
 ●申込書類到着後、中災防から受講票をお送りいたします。

【個人情報について】

ご記入いただいた個人情報につきましては、中災防が責任をもって管理し、申込みいただいたサービスの的確な提供のために使用するほか、当協会が行なう各種セミナー、出版する図書、コンクールへの応募動獎、アンケートのご案内、その他公益的な観点からの情報の提供等に利用することがあります。個人情報の二次利用に同意されない場合は□にチェックマークをご記入ください。

カリキュラム

※ カリキュラムは、一部構成を変更して実施する場合もあります。(受付 9:30より)

時 間	内 容
10:00 ~ 12:00	<p>【講 義】</p> <p>①腰痛予防対策について ②作業環境管理及び健康管理（腰痛を起こしにくく移動・移乗介護法等） ③労働衛生教育 ④リスクアセスメント及び労働安全衛生マネジメント ⑤分野別腰痛予防のポイント</p>
12:00 ~ 12:30	<p>【実 技】</p> <p>①作業姿勢 ②腰痛予防体操</p>

お問合せ
お申込先

中央労働災害防止協会（中災防） <http://www.jisha.or.jp/health/>

健康快適推進部 企画管理課（東京） 〒108-0014 東京都港区芝5-35-2
 TEL 03-3452-2517 FAX 03-3453-0730